

国民年金保険料のおしらせ

令和7年度の保険料は

月額17,510円です。

納付方法は、納付書、口座振替、クレジットカード払いから選択できます。納付書の場合は銀行、農協、信用金庫等の他にコンビニエンスストアで納付ができます。

▽口座振替の場合は、金融機関等で手続を行なってください。なお、口座振替で毎月の保険料を納める場合、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額五十円の割引になります。

▽クレジットカード支払いの場合は、年金手帳、クレジットカードを持参の上、年金事務所において手続を行なってください。

口座振替・クレジットカードの引き落とし時期は、金融機関・クレジットカード会社によって異なりますので事前に各会社へご確認をお願いします。

▼問合せ

名古屋西年金事務所

☎ 052・524・6855

豊山町住民課住民・年金グループ

☎ 28・0966

国民年金学生納付特例制度

学生の方で国民年金保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例の申請ができます。申請が承認された場合は、保険料の納付が猶予されます。また、申請年度から10年間は追納できません。ただし、所得制限があるため、承認されない場合もあります。

令和6年度に学生納付特例を承認された方で、今年度も同じ学校に在籍する方には、4月初旬から順次日本年金機構より、「学生納付特例申請書（ハガキ）」が郵送されます。必要事項を記入し返送することにより学生納付特例の申請ができます。

▼窓口申請で必要なもの

- ・マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード・通知カード・マイナンバー記載の住民票）
 - ・本人確認書類
 - ・学生証又は学生証の写し（両面）
- 代理人が申請される場合は、委任状、代理人と被保険者の本人確認書類も必要になります。

▼問合せ

名古屋西年金事務所

☎ 052・524・6855

豊山町住民課住民・年金グループ

☎ 28・0966

税金などの特別徴収

令和7年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の仮徴収額を、4月、6月、8月に支給される公的年金から天引き（特別徴収）します。

■特別徴収（仮徴収）対象者

①令和7年2月に特別徴収（年金からの天引き）で納めている方（世帯）

令和7年2月に特別徴収として年金から天引きされた税額及び保険料額と同じ額を、特別徴収（仮徴収）として4月、6月、8月の年金から天引きします。ただし、住民税については、原則として令和6年度に年金から天引きされた年税額の半額を、4月、6月、8月の3回に分けて天引きします。

※令和7年4月から令和8年3月までの間に世帯主が75歳になる世帯の国民健康保険税については、納付方法が特別徴収から普通徴収（納付書または口座振替で納付）に変わります。

※通知書は、日本年金機構が発送する年金振込通知書をもって代えさせていただきます。（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、令和7年2月に特別徴収した保険料額と、6月、8月に年金から天引きする保険料額が異なる場合は、別途通知します。）

②令和7年4月から8月までの間に、新たに特別徴収（仮徴収）の対象になる方（世帯）

住民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
新たに特別徴収（仮徴収）の対象になる方はいません。	①世帯主が国民健康保険の被保険者の世帯 ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成された世帯 ③世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない世帯	①令和7年2月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない方	①令和7年2月1日までに介護保険の第1号被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方
■問合せ 税務課課税グループ ☎ 28・2434	■問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ ☎ 28・0917		■問合せ 保険課介護グループ ☎ 28・0100

※対象の方（世帯）には、仮徴収額決定通知書を送付します。

※上記の条件に該当していても対象にならない場合があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。